

さんぺい

輝枝
ニュース

千葉市議会議員
(花見川区選出)

137号



未来立憲民主ちば会派

事務所 〒262-0025
千葉市花見川区花園1-20-14

TEL 043-299-1101 <http://www.sanpei-terue.jp/>
FAX 043-299-1104 sanpei3@d3.dion.ne.jp

ニュース令和4年9月発行 Vol.2

皆さまからのご意見・ご要望をお待ちしております。

グループホームの改善は入居者の方々と 介護従事者の方々のために (一般質問しました)



さんぺい輝枝質問 処遇改善手当として、介護職員の給与を平均9,000円上げていただいたとしても、平均なので、賃金が高い職員は平均まで届かず、6割、3割のパートさん、入りたての方も低いままです。若い方々は、総額20万、手取りで15万。これではきついのことです。結婚もできない、子供も持てない、仕事も長続きしない、

新規で募集しても応募がない。このままですと、現場が回っていかないということです。また、リーダー格の職員に仕事が集中してしまい、仕事の多い割には賃金が見合っていないので、リーダーのなり手がいません。人材不足でこの先大変不安だとの声も伺っています。このような中で、若い職員の給与アップを求めますが、お考えを伺います。給与をアップするための一つとして、加算制度があります。グループホームの介護報酬は以前と比べて下げられ、加算というシステムが導入されました。しかしながら、認知症専門ケア加算は、11日間の認知症介護実践リーダー研修等があります。研修日数が長く、研修に参加しづらく、加算が取りにくいのです。また、外部の事業者との連携も含め、資格などがある方に来てもらえませんので、加算が取れません。加えて、夜間支援等体制加算は、夜は2人体制ですが、対応できません。これらの加算制度についてどのようにお考えになっているのか、伺います。また、対応について伺います。次に、現在コロナで専門学校からの実習生も受入れが難しく、介護従事者がますます来ていただけません。対応策について伺います。必要性の高い福祉ベッドの補助金について、国に事業所の考えを伝えていただければと思います。お考えを伺います。介護ベッドは、介護報酬の中で賄いなさいと言われていますが、入居者さんからもいただけると助かるのですが、とのこと。

保健福祉局答弁

運営についてお答えいたします。まず、若い介護

職員の給与アップについてですが、年齢や職歴にかかわらず、給与を含む介護職員の処遇改善は全国的な課題であることから、基本的には介護報酬において対応を講ずることが適当であると認識しております。介護職員の給与につきましては、依然として他産業と比較して低い状況にあることから、大都市民生主管局長会議等において、将来にわたって質の高い介護人材を安定的に確保し、継続した介護サービスが提供されるよう、適切な報酬単価を設定することについて要望してきたところであり、引き続き、国に対して求めてまいります。次に、グループホームの加算制度についてですが、グループホームの加算制度の中には、要件を満たすことが難しく、加算を取得している事業所が少ないものもあることから、実態や事業者の要望の把握に努め、必要な加算制度の見直しについて、国に要望してまいります。介護未経験者が介護分野へ参入するきっかけをつくることを目的とした介護に関する入門的研修や市内の事業所と介護施設への就職を希望する求職者とのマッチングを目的とした合同就職説明会を開催しております。これらの取組による効果などを踏まえながら、より一層の介護人材の確保に取り組んでまいります。最後に、福祉ベッドの購入費用の補助金についてですが、福祉ベッドの購入費用につきましては、サービス提供に係る介護報酬に所要経費が含まれているとの国の解釈が示されており、利用者の心身の状況等を踏まえて必要性を検討し、原則、事業者の負担により介護サービスの一環として利用者に提供することとされております。今後も、実態や事業者の要望の把握に努め、国への要望の是非について検討してまいります。(裏面につづきます)

意見書に反映されました。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種拡大を求める意見書(抜粋)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することとし、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

介護職員の処遇改善に関し、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進めることが、地域の介護サービスを持続可能なものとするために必要不可欠である。

1 「新たな加算」については、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の統合を含めた一本化を検討するなど。

2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者は、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講ずること。

3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、人件費をベースにして事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化。